

福島原発事故津島被害者原告団の
全面解決に向けての当面の要求書
～ 7月30日判決をうけて～

東京電力ホールディングス株式会社
代表者代表執行役 小早川智明 殿

2021年8月11日

福島原発事故津島被害者原告団

団長 今野秀則

福島原発事故津島被害者弁護団

共同代表弁護士 高橋利明

同 弁護士 小野寺利孝

同 弁護士 大塚正之

同 弁護士 原和良

第1 要求の趣旨

1. (謝罪)

東京電力ホールディングス株式会社（以下、東京電力という）は、過酷な被害が現在も続いていることを顧み、東京電力と国を断罪したこのたびの判決（2021年7月30日福島地方裁判所郡山支部。以下、判決という）を真摯に受け止め、福島第一原発事故を引き起こした加害者としての責任を認めて、原告ら津島地区住民を始めとする、すべての原発事故被害者に対し、心からの謝罪をすること。

2. (被害の実相の直視と理解)

東京電力は、原告ら津島地区住民たちの被害の実相を直視し、これを正確に理解するよう誠実に努めること。そのためにまず、代表執行役を含む東京電力の役員および幹部職員が、判決が認定した原告らの被害の事実を精読してこれを受けとめること。そのうえで、しかるべき立場の者が津島地区にはいり、原告らの案内と説明をうけつつ、その被害の実相の把握に努めること。

3. (ふるさとの原状の回復)

東京電力は、原発事故の加害責任を踏まえ、福島原発事故により拡散した放射性物質による環境汚染を除去し、事故前と同様な環境の回復措置を行うこと。

4. (損害賠償)

東京電力は、原発事故を引き起こした責任をふまえ、原告らが被った被害に見合う完全な賠償を行うこと

5. (医療管理にかかる施策に関して)

国は、放射能被ばくによる住民の健康被害を回避・低減するため、医療・健康管理に係る施策を実施すべきであり、東京電力はその実現のために国に対して適切に働きかけること。

(国がおこなうべき医療・健康管理に関する施策には、
「定期的に無償の健康診断を受けられる体制を整備すること」
「継続的に健康調査を実施し、その結果を公表すること」
「医療・介護等の恒久的補償を担保する法整備を行うこと」
「世代を超えて、子どもの健康被害や若い世代の将来への不安などを解消し、防止を図るための相談、支援体制を整備すること」
などが含まれる)

6. (生業と生活を再建するための措置に関して)

国は、東京電力福島第一原発事故により破壊・毀損された地域住民の生業と生活を再建するために万全の措置を講ずべきであり、東京電力はその実現のために国に対して適切に働きかけること。

(国がおこなうべき、生業と生活を再建するための措置には、
「すべての原発被害避難者に対する住宅の無償提供などの生活支援策を継続すること」
「帰還困難区域において、復興拠点区域外の家屋は被災者生活再建支援金の支給対象から除外されて放置されているので、これを早急に是正して支給対象とすること」
などが含まれる)

7. (福島第一、第二原発の廃炉作業の安全確保)

東京電力と国は、原発推進の方針から脱却して再生可能エネルギーの推進に努めるとともに、福島第一、第二原発の廃炉作業の安全確保に万全を期すること。

8. (廃炉作業にともなうさらなる環境汚染の危険)

東京電力と国は、前項の廃炉作業に際し、大量の放射性物質を大気中に拡散するなどして、さらなる環境汚染を引き起こすことのないよう、安全確保に万全を期すること。

あわせて、廃炉過程の安全性に関する情報を恒常的に開示すること。

9. (福島第一原発の放射能汚染水の海洋投棄について)

放射能汚染水の海洋放出を今年4月13日に政府が基本方針として決めたこと、および東京電力がこれを実行に移そうとしていることに対する批判が、福島県内を中心に全国的に澎湃として沸き起こっている。この基本方針が実行に移されるのを黙過することはとうていできない。

福島第一原発事故が拡散した大量の放射性物質にふるさとを奪われ、苦しめられてきた原発被害者として、同じ事故による大量の放射性物質に起因する海洋汚染によって被害が拡大する事態を許すことはできないのである。原告らの切なる思いである。

【定期的継続協議について】

以上の9項目のうちには、ただ1回の交渉では具体的には詰め切れないものも少なからず含まれている。2021年10月6日を、その後の継続協議を開始する第1回交渉と位置づけ、第2回期日を明示的に定めるとともに、その後もその都度次回期日を明示的に定めるものとして、定期的に継続協議をおこなうものと位置付けること。

第2 要求の理由

1 東京電力福島原発事故は、広範な地域を放射性物質で汚染し、夥しい数の人々の日常の暮らしと生業とコミュニティを奪い去った。事故から10年以上が経過した現在も、多くの人々が以前の暮らしを奪われたままである。

津島地区は、浪江町の北西部に位置し、福島第一原発からは遠く離れている。ところが、福島第一原発から放散された大量の高濃度の放射性物質が風によって北上し津島地区に降り注いだ。地域がまるごと帰還困難区域となっている。人が住めなくなって荒廃し、田畑は森や林のようになり、住居は野生動物に荒らされ、津島地区全体が阿武隈山系の山々のなかに飲み込まれてしまおうとしている。地域のコミュニティは破壊され、出口の見えない避難生活を住民たちは強いられている。

2 国は、2018（平成30）年4月から5年計画で「帰還困難区域特定復興再生拠点区域」の整備を開始した。津島地区内でも除染・解体がおこなわれている。しかし、その対象となる「復興拠点」区域の範囲はあまりにも狭く、わずかに1.53平方キロメートル、津島地区全体（95.5平方キロメートル）の1.6パーセントにすぎない。区域外となった残りの98.4パーセント（93.97平方キロメートル）は何らの計画も示されず放置されている。このままでは、復興拠点の整備が終わり避難指示が解除されても、復興・再生には遠く及ばない状況がつづくことになる。

3 福島地方裁判所郡山支部は、2021年7月30日、津島訴訟に関して判決を言い渡し、東京電力と国の責任を断罪した。

なお、念のためののべると、原賠法が民法の規定の適用を排除していると裁判所が判断したことをもって、東京電力の不法行為責任がないと判断されたと誤解してはならない。国家賠償法上の違法が認められたということは論理必然的に加害企業である東京電力の不法行為責任が前提にされたということである。現に、判決は、その189頁で、「確かに東電は（中略）本件長期評価が公表されたにもかかわらず、本件長期評価から予見される津波のシミュレーションをしないなど、調査義務を懈怠したものと認められる。そしてその結果、敷地を超えて浸水してくる津波に対する対策に着手することなく、本件事故に至っているのであって、かかる被告東電の義務違反は、高度な安全性を保たなければならない原子力事業者として非難に値する」と述べて、東京電力の注意義務違反（過失責任）を指摘しているのである。

東京電力は、まず判決によって断罪された、加害者としての法的責任をきちんと認識する必要がある。そのうえで、原告らに真摯に謝罪し、さらに原告らの被

害の実相の理解・把握に努めなければならない。

- 4 津島地区全域を高濃度放射性物質により汚染し、このままでは人が住めない場所にしてしまったのは加害者である東京電力と国であり、東京電力が加害者として、その原状回復のために全力を尽くすべきは当然である。

国が現におこなっている特定復興再生拠点区域の除染は、国と東京電力の法的責任を前提にしない除染である。

今般、司法判断によって東京電力と国の法的責任が断罪されたのであるから、その原状回復を進める姿勢にも根本的な転換が見られなければならない。

国の除染に協力するというひとつのような話ではなく、東京電力は、津島地区に壊滅的被害を与えた加害者であることを自覚し、率先して原状回復に努めなければならない。その際、東京電力が保有している技術・知識を最大限に活用し、さらには必要に応じて新たな技術開発に努めなければならない。

念のためにいえば、津島地区の除染に際して、その除染作業する者を被ばくの危険にさらすことを私たちはけっして望まない。作業員の放射線防護についても万全の配慮を求める。

- 5 原発事故を引き起こした加害者としての責任に基づき、東京電力が、原告らが被った被害に見合う完全な賠償をおこなうこともまた当然のことである。これに関連して、判決が、東京電力が訴訟上主張していた弁済の抗弁を明快に排斥していることを正しく理解されたい。

- 6 医療管理にかかる施策および生業と生活を再建するための措置は、国が政策として実施すべきことであるが、加害企業である東京電力は、これを拱手傍観するのではなく、その実現のために国に適切に働きかけなければならない。

- 7 再生可能エネルギーへの転換をはかり、福島第一、第二原発の廃炉作業の安全確保に万全を期すべきことも当然である。

- 8 廃炉作業にともなって、さらなる放射性物質の空気中への大量放出の事態が起こることがあってはならない。その安全性は絶対に確保されなければならない。昨年末以来、多くの国民が危惧していることは、原子炉格納容器にかぶせられている遮蔽プラグ（シールドプラグ）が、本件原発事故によって拡散された量の約50倍の、異常に大量のセシウム137を内包している、その壊滅的危険性である。万が一にも、これが大気中に放散されるなどして、さらなる環境破壊を生むような事態を招いてはならない。

とくに強調しておきたいことは、安全性に関する情報を隠蔽しようとするこ

は、二次的な事故につながる危険があるということである。安全性に関する情報開示が恒常的に不可欠である。

- 9 汚染水の海洋投棄に関して言えば、そもそも、政府や東京電力はトリチウムの環境や生体に対する影響を軽視し過ぎている。いくら薄めてもトリチウムの総量が変わるわけではない。タンクに貯蔵されているトリチウムの総量は、事故前に放出していた年間放出量の400年分以上に相当する。政府は世界各地で稼働している原発でも海洋放出されていると言うが、だからといって、これ以上放出してもよいという理屈にはならないし、まして事故に起因した大量放出を容認する理由にはなりえない。しかも、トリチウム以外の放射性物質も基準値を超えて含まれており、その総量は未知のままである。

放射性物質は集中管理が原則である。環境中に拡散させるべきではない。処理済み汚染水を海洋に放出して放射性物質を拡散することは、福島のみだけでなく地球規模で海洋環境を汚染・破壊する暴挙といわねばならない。

- 10 よって、頭書のとおり要求する。

〈連絡先〉

101-0048 東京都千代田区神田司町2丁目5番地
カツハタビル4階 東京あさひ法律事務所
福島原発事故津島被害者訴訟弁護団 事務局長
弁護士白井剣

Phone 03-3293-3621

Phone 090-4607-3189

電子メール shirai-memo@mue.biglobe.ne.jp